

株 主 各 位

大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号

タイガースポリマー株式会社

代表取締役社長 渡辺 健太郎

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災されました皆さまには、謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、来る平成23年6月23日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成23年6月24日(金曜日) 午前10時
 2. 場 所 大阪府豊中市玉井町1丁目1番1 - 501号
エトレ豊中 5階 すてっぷホール
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第69期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

議決権の不統一行使をされる場合は、平成23年6月20日(月曜日)までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://tigers.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策効果に加え、米国の景気回復やアジアを中心とした新興国の経済成長に牽引され企業収益が改善し、景気に持ち直しの兆しが見られました。しかしながら、期の後半には経済対策が一部終了し、さらには円高や原材料価格高騰の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループの業績につきましては、自動車生産台数の増加や家電需要の回復などを受け、日本、米国、東南アジアおよび中国の全ての地域において売上高が増加し、当社グループの連結売上高は、276億63百万円（前期比27億34百万円 11.0%増加）となりました。損益面では、前期から取り組んだ業務の効率化、固定費等の経費削減の効果、増収により生産設備の稼働率が改善したことなどにより、営業利益は16億91百万円（前期比13億円 332.3%増加）、経常利益は16億96百万円（前期比12億40百万円 271.9%増加）、当期純利益は9億53百万円（前期比7億44百万円 354.8%増加）とそれぞれ増益となりました。

単独の業績につきましては、売上高175億47百万円（前期比18億1百万円 11.4%増加）、営業利益2億88百万円（前期は営業損失2億91百万円）、経常利益8億29百万円（前期比6億29百万円 314.2%増加）、当期純利益5億74百万円（前期比3億56百万円 163.5%増加）となりました。

地域別概況

地域別の売上高および営業利益は次のとおりであります。

地域	売上高			営業利益
	金額	構成比	前期比	金額
日本	18,080 百万円	62.4 %	111.5 %	482 百万円
米国	6,125	21.2	107.5	435
東南アジア	2,537	8.8	130.3	134
中国	2,205	7.6	103.9	277
合計	28,948	100.0	111.4	1,330

〔日 本〕

家電用ホースの一部が中国への移管により減少いたしました。自動車生産の回復により自動車部品が伸びましたほか、産業用ホース、ゴムシートが増加いたしました結果、売上高は180億80百万円（前期比18億70百万円11.5%増加）、営業利益は4億82百万円（前期は営業損失1億97百万円）となりました。

〔米 国〕

円高の影響を受けましたが、自動車生産の回復により自動車部品が伸びましたほか、産業用ホースも景気の回復により増加いたしました結果、売上高は61億25百万円（前期比4億27百万円7.5%増加）、営業利益は4億35百万円（前期は営業損失1億3百万円）となりました。

〔東南アジア〕

マレーシアでは、景気の回復により家電用ホースが増加いたしました。タイでは、家電用ホースが伸びましたほか、東南アジアや日本、米国における自動車生産の回復により自動車部品が大幅に増加いたしました。この結果、売上高は25億37百万円（前期比5億89百万円30.3%増加）、営業利益は1億34百万円（前期比1億12百万円520.2%増加）となりました。

〔中 国〕

自動車部品は円高の影響などにより売上高の伸びが鈍化いたしました。家電用ホースは日本からの一部生産の移管および中国経済の高成長を背景に増加いたしました結果、売上高は22億5百万円（前期比82百万円3.9%増加）、営業利益は2億77百万円（前期比18百万円6.2%減少）となりました。

- （注）1．前連結会計年度までは部門別概況として「ホース部門」、「ゴムシート部門」、「成形品部門」および「その他部門」に区分して説明していましたが、当連結会計年度から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）の適用により、地域別概況として「日本」、「米国」、「東南アジア」および「中国」に区分して説明しております。
- 2．地域別の売上高および営業利益は、地域間取引消去前のものであります。

(2) 対処すべき課題

当面の経営環境につきましては、当期における東日本大震災の影響は軽微でありましたものの、当社の主要取引先であります自動車業界の今後の生産活動が不透明であることから、厳しい状況が続くものと認識しております。

当社グループといたしましては、このような状況を踏まえ、グループ全体の収益の安定化と企業体質の強化に注力することが重要な課題と考えており、具体的には以下の5点を掲げております。

売上・収益の確保

売上目標の必達、エンドユーザーへのルート開拓・販売促進

中長期成長分野への注力・開拓

重点販売品目の設定と販売推進、市場開発室の活動推進、自動車部品市場の変化への対応・樹脂化市場の開拓推進

原価の低減

損益分岐点の引き下げ、原価率の低減

新しい収益源の開拓

新製品開発体制の見直し・強化、新製品の投入・拡販、新興国市場への売上開拓、環境ビジネスへの関与推進

企業体質の強化

経営資源の最適配分、適正人員の適正場所への配置と教育、海外要員の育成・強化、国内外の交流、事務・品質体制の強化、IT活用の強化、環境問題への対応

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債、新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は、総額9億22百万円で主なものは次のとおりであります。

所要資金には全額自己資金を充当いたしました。

岡 山 工 場	ゴムシート製造用設備
商 品 調 達 室	自動車部品製造用設備・金型・治具等
Tigerpoly(Thailand)Ltd.	自動車部品製造用設備・金型・治具等
広州泰賀塑料有限公司	自動車部品製造工場建物

(5) 財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況

項目	期別	第66期	第67期	第68期	第69期 当連結会計年度
		平成19.4.1 ～平成20.3.31	平成20.4.1 ～平成21.3.31	平成21.4.1 ～平成22.3.31	平成22.4.1 ～平成23.3.31
売上高(百万円)		34,915	30,641	24,929	27,663
経常利益(百万円)		1,817	594	456	1,696
当期純利益または 当期純損失() (百万円)		800	19	209	953
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失() (円)		39.99	0.99	10.48	47.66
総資産(百万円)		29,682	25,397	26,145	26,826
純資産(百万円)		21,042	18,409	18,889	19,194

当社の財産および損益の状況

項目	期別	第66期	第67期	第68期	第69期 当事業年度
		平成19.4.1 ～平成20.3.31	平成20.4.1 ～平成21.3.31	平成21.4.1 ～平成22.3.31	平成22.4.1 ～平成23.3.31
売上高(百万円)		21,910	19,261	15,746	17,547
経常利益(百万円)		1,117	245	200	829
当期純利益(百万円)		587	49	218	574
1株当たり当期純利益(円)		29.34	2.48	10.89	28.71
総資産(百万円)		23,762	22,445	23,164	23,747
純資産(百万円)		17,146	16,695	16,956	17,400

(注) 第69期の営業成績については、「1. 企業集団の現況に関する事項(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、合成樹脂、ゴムおよびそれらの複合資材をもとに、ホース、ゴムシート、成形品、その他金型などの製造販売を行っており、その主要な製品は次のとおりであります。

部 門	品 目	主 要 製 品
ホ ー ス	家 電 用 ホ ー ス	掃除機用ホース、洗濯機用ホース、エアコン用ホース
	産 業 用 ホ ー ス	地中埋設管（電線等の保護管）、粉体・液体輸送用ホース、土木工用ホース、住宅用ホース（空調・排水）
ゴ ム シ ー ト	ゴ ム シ ー ト	合成ゴムシート（一般合成ゴム、特殊ゴム、導電性ゴム、ウレタンゴム）、天然ゴムシート
	ゴ ム マ ッ ト	玄関用マット、融雪マット
成 形 品	ゴ ム 成 形 品	自動車用エアダクト、食品・理化学用チューブ
	樹 脂 成 形 品	自動車用エアダクト、精密歯車成形品
そ の 他	そ の 他	金型、生産機械、治具

(7) 主要な営業所および工場

当社の主要拠点

子会社の主要拠点

名 称 (所在地)
本 社 (大阪府豊中市)
東 京 支 店 (東京都台東区)
名 古 屋 支 店 (名古屋市南区)
大 阪 支 店 (大阪市西区)
広 島 支 店 (広島市中区)
福 岡 支 店 (福岡市博多区)
栃 木 工 場 (栃木県塩谷郡)
静 岡 工 場 (静岡県掛川市)
岡 山 工 場 (岡山県備前市)
開 発 研 究 所 (神戸市西区)
商 品 調 達 室 (兵庫県尼崎市)

名 称 (所在地)
Tigerflex Corporation (米国イリノイ州)
Tigerpoly Manufacturing, Inc. (米国オハイオ州)
Tigerpoly(Thailand)Ltd. (タイ国アユタヤ県)
Tigers Polymer(Malaysia)Sdn.Bhd. (マレーシアジョホール州)
杭州泰賀塑化有限公司 (中国浙江省杭州市)
広州泰賀塑料有限公司 (中国広東省広州市)
武庫川化成有限会社 (兵庫県尼崎市)
高槻化成有限会社 (大阪府高槻市)
大阪タイガース工販株式会社 (兵庫県尼崎市)
山田ゴム工業株式会社 (東京都台東区)

(8) 使用人の状況

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,534名	45名増

(注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員および臨時従業員(当連結会計年度末雇用人員48名)は含まれておりません。

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
528名	3名減	40.0才	15.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員2名、出向者26名、臨時従業員3名は含まれておりません。また、準職員・嘱託37名は含めております。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Tigerflex Corporation (米国)	千米ドル 1,000	% 55.0	ホースの製造
Tigerpoly Manufacturing, Inc. (米国)	千米ドル 19,500	100.0	成形品の製造
Tigerpoly(Thailand)Ltd. (タイ国)	千バーツ 290,000	100.0	ホースおよび成形品の製造
Tigers Polymer(Malaysia)Sdn.Bhd. (マレーシア)	千リンギ 27,600	100.0(3.6)	ホースの製造
杭州泰賀塑化有限公司 (中国)	千米ドル 6,200	100.0	ホースおよび成形品の製造
広州泰賀塑料有限公司 (中国)	千米ドル 7,200	100.0	成形品の製造
武庫川化成有限会社	千円 10,000	100.0	ホースの製造
高槻化成有限会社	千円 50,000	100.0	成形品の製造
大阪タイガース工販株式会社	千円 15,000	100.0	ホースその他の販売
山田ゴム工業株式会社	千円 10,000	55.0	ホースその他の販売

(注) 出資比率欄の括弧内数字(内書)は、間接出資比率であります。

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	600 百万円
株式会社京都銀行	450
中央三井信託銀行株式会社	100
日本生命保険相互会社	100
明治安田生命保険相互会社	50

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,014,945株 (自己株式96,653株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 3,165名 (前事業年度末比28名減)
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
澤田博行	1,400 千株	7.0 %
タイガー興産有限会社	1,315	6.6
タイガース取引先持株会	1,129	5.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	979	4.9
澤田宏治	858	4.3
株式会社京都銀行	776	3.9
T.P.C持株会	662	3.3
タイガースポリマー従業員持株会	557	2.8
日本生命保険相互会社	504	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエクイティインベストメンツ株式会社信託口)	474	2.4

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	澤田 博行		
代表取締役社長	渡辺 健太郎		
取締役副会長	野村 光昭		
常務取締役	佐々木 博	営業部長兼大阪支店長	
常務取締役	木戸 俊明	営業企画部長	杭州泰賀塑化有限公司董事長 広州泰賀塑料有限公司董事長
取締役	高良 寛人	開発研究所長	
取締役	源田 晴信		Tigerpoly Manufacturing, Inc. 社長
取締役	澤田 宏治	製造部長	
取締役相談役	田中 剛		
常勤監査役	滝野 和敬		
監査役	大川 治		弁護士（弁護士法人堂島法律事務所 社員弁護士）
監査役	薩摩 嘉則		公認会計士・税理士 株式会社阪神調剤薬局社外監査役

- (注) 1. 平成22年6月21日、監査役 大川 治氏は、兼職先である燦キャピタルマネジメント株式会社の社外監査役を辞任いたしました。
2. 平成23年4月1日、取締役 澤田宏治氏は、武庫川化成有限会社の代表取締役社長に就任いたしました。
3. 監査役 大川 治および同 薩摩嘉則の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 薩摩嘉則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 大川 治および同 薩摩嘉則の両氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	9名	88,664千円
監査役（うち社外監査役）	3名（2名）	21,360千円（8,960千円）
合 計	12名	110,024千円

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与と相当額22,500千円を支払っております。
2. 上記報酬等の額には、第69期定時株主総会において決議予定の役員賞与20,000千円（取締役賞与17,000千円、監査役賞与3,000千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	活 動 状 況
社外監査役	大 川 治	13回 / 13回	11回 / 11回	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	薩 摩 嘉 則	13回 / 13回	11回 / 11回	必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

社外監査役と締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	27,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理規定」、「インサイダー取引防止規定」等社内規定を整備するとともに、「取締役読本」を制定し、取締役に配布することおよび当社における業務運営の倫理上および業務上の指針となる「わたしたちの行動指針」を制定し、取締役および使用人に配布することにより、取締役および使用人の職務執行の適法性を確保する。

当社は、毎月開催される「取締役会」、「予算委員会」、「工場長会議」および「営業会議」において、当社における業務の状況を報告し、議論、意見交換等を行うことにより、取締役および使用人の業務の適正性を確保する。

法令違反等の疑義がある行為を発見した場合、または、「公益通報者保護規定」に定める通報システムにより、法令違反等の通報を受けた場合、当社は、同規定に定める方法で調査し、事実を確認するとともに、再発防止策を策定し、取締役会および監査役会に報告する。

当社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築および運用を整備し、推進する。

監査室は、監査計画に基づいて業務監査を実施することにより、法令等の遵守体制の有効性を確保する。

監査役は、「監査役会規定」、「監査役監査基準」等に基づき、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る重要な情報を「文書管理規定」に従って法定文書、各種議事録、各種契約書、稟議書等の文書（電磁的記録を含む）に整理し、作成のうえ、「職務分掌規定」に定める担当部門が関連資料とともに適切に保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書を常時閲覧できる体制を確保する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、品質、災害、情報セキュリティ、資金運用、為替等に係るリスクについては、各種管理規定を制定するとともに、各担当部門において運用マニュアルの作成、研修会・勉強会の実施により管理する。

当社は、取締役会において、各取締役からリスクに関する報告を適宜受け、リスクの予防、発見、管理および対応を行う。

新たにリスクが生じた場合には、取締役会と監査役会が協議のうえ、速やかに対応責任者を取締役の中から選任する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画および年度利益計画により定められた「経営方針」、「経営戦略」、「数値目標」等の達成度合いを、毎月開催される「取締役会」、「予算委員会」、「工場長会議」および「営業会議」において検証し、結果を関係部門にフィードバックすることにより、取締役の職務執行の効率性を確保する。

(5) 会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体における業務運営の倫理上および業務上の指針となる「わたしたちの行動指針」を制定し、周知徹底する。

重要案件の承認について、当社および国内子会社は「取締役会規定」および「稟議規定」に基づき、海外子会社は「海外関係会社管理規定」に基づき、決裁権限者の承認を得る。

当社は、毎月開催される「取締役会」、「予算委員会」、「工場長会議」および「営業会議」において、当社グループ全体における業務の状況を報告し、議論、意見交換等を行うことにより、当社グループの業務の適正性を確保する。当社子会社から、毎月「業績報告書」の提出を受け、これを当社取締役、監査役、主管部門長に回付し、必要に応じて各員がコメントを付し、子会社へフィードバックすることにより、当社子会社の業務の適正性を確保する。

監査役および監査室は、当社グループの運営が法令、定款等を遵守しているかを確認するために、当社グループ各社に対する監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助する使用人（以下「補助職員」という）の設置を求めたときは、取締役会は特段の理由がない限り、監査役が監査室所属の職員（監査室長を含む）の中から補助職員を選任することを認める。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助職員は、その命令に関して、取締役、監査室長等上司の指揮命令を受けないものとする。

当該職員の人事異動、人事評価および懲戒処分には、監査役会の意見を聞かなければならない。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役が出席する「取締役会」において、次の事項を報告する。

- 1) 取締役会他重要な会議で決議された事項
- 2) 当社および当社社会に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 3) 毎月の経営状況として重要な事項
- 4) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- 5) 重大な法令・定款違反
- 6) 「公益通報者保護規定」に定める通報状況とその内容
- 7) その他コンプライアンス上、重要な事項

取締役および使用人は、監査役が出席する「予算委員会」、「工場長会議」および「営業会議」において、前記 の補足を行うほか、その他の重要事項を報告する。

使用人は、前記 の2)、5) および7) に関する重大な事実を発見した場合は、「公益通報者保護規定」に定める通報手段により、監査役に直接報告することができる。

監査役に対する各種議事録、稟議書の回付等を通じて、業務執行の状況につき監査役が必要と認める事項を適宜報告する。

監査室は、監査役に対し、監査計画、監査結果を適宜閲覧に供するほか、内部監査活動に関する報告を適宜行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「定例監査役会」を原則として3ヶ月に1回、さらに必要に応じて「臨時監査役会」を開催し、監査所見、監査上の重要課題等について監査役相互で意見を交換し、その結果を「取締役会」において監査役会報告として定期的に報告することにより、監査役監査が実効的に行われる体制を構築する。

監査役会は、代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、監査を実効的に行うことを確保するとともに、取締役会等重要な社内会議に出席し、意見を聴取することにより補完する。

7 . 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社である以上、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方については、株主の皆さまが所有する当社株式の市場での自由な取引を通じて決まるべきものであり、当社株式の大量買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といい、買付等を行う者を「買付者等」といいます）がなされた場合、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきであると考えております。

しかし、株式の買付等の中には、その目的等からみて、対象となる会社の企業価値を損ね、あるいは株主の皆さまの共同の利益に反するものも少なからず存在します。

当社株式の買付者等が、後述の当社の経営理念、経営の基本方針を理解せず、短期的な効率性を追求して特定分野から撤退してバランス経営を損ねたり、研究開発費用の大幅な削減をして技術開発を停滞させたりするなど、中・長期的な観点からの継続的な経営理念、経営の基本方針に反する行為をとれば、当社が創業以来育んできた企業価値が著しく損なわれ、株主の皆さまの共同の利益が害されることになりえます。

したがって、当社は、当社の企業価値が毀損され、株主の皆さまにとって不本意な形で不利益が生じる可能性がある結論づけられる当社株式の買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、当社株式の買付等が当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益に資さないものと判断した場合は、必要かつ相当な措置を取ることによって、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

タイガースポリマーグループ（以下「当社グループ」といいます）は、投資家の皆さまに長期的に投資を継続していただくため、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させる取組みとして、下記経営理念に基づき、経営の基本方針を定め、具体的な施策を展開しております。

経営理念

経済活動を通して付加価値を生み出し、広く社会に貢献する。

株主の皆さまをはじめ従業員、取引先、社会などすべてのステークホルダーの信頼と期待に応える。

企業の発展と持続性確保のため、市場の変化にすばやく対応し、常に顧客指向を「信念」として、その実現のために多種多様な変化に対し、「柔軟」に対応していく。

経営の基本方針

3つの基本技術（ホースを作る技術、ゴムシートを作る技術、モールド（成形品）を作る技術）をもとに製造した製品を4つの市場（家電・OA、自動車、土木・建築・住宅、産業資材）に供給し、バランスのとれた経営を指向する。

参加したそれぞれのニッチ市場で高シェアを獲得すべく経営資源の集中化を図る。

海外で需要のある国に子会社を展開し、現地生産、現地販売を基本に最適地での生産を行う。

技術開発に力を注ぎ、優れた技術により品質、効率、生産スピード等の面で他社との差別化を図る。

経営の基本方針に基づき実施している具体的施策

国内の5つの支店と市場開発室の営業活動により、国内売上高の増加を推進するとともに、営業企画部と海外6拠点のグローバルな活動により、連結売上高の拡大を推進しております。

取引先のニーズに的確・迅速に対応するため、また収益力を高めるために、開発研究所に資源を投入し、機械・設備能力の向上や新製品の開発などに注力しております。国内各支店においては、開発された新製品をもとに、随時新製品発表会を開催し、顧客の開拓に努めております。

常に生産技術を改善・向上させ、工場の生産性向上・合理化を徹底的に進めております。

品質、安全、環境対策に注力し、環境関連法の遵守、ISOの徹底展開を図っております。

拡大する海外子会社の管理手法を洗練させるため、子会社管理規定を充実させるとともに、本社主導により、各社の在庫管理システムを見直し、運用面の向上を常に図っております。

これらの施策を効果的に推進するため、海外子会社と国内との人事ローテーションを計画的、活発に行い、グローバルな人材の育成に努力しております。

金融商品取引法に基づく内部統制については、監査法人、コンサルタントの指導の下に内部統制システムを確立させ、内部統制報告書を作成し、チェックを受けております。

コーポレートガバナンス強化への取組み

当社グループは、経営理念に定める「ステークホルダーの信頼と期待に応える」ため、コーポレートガバナンスの強化に取組んでおります。その一環として、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任し、重要会議への出席を励行するとともに、監査室を設置することにより、効率的な内部統制システムを構築し、経営の合理化・効率化および職務の適正な遂行を図っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年6月25日開催の第68期定時株主総会におきまして、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上を目的とした「当社株式の大量買付行為等が行われた場合の対応策（買収防衛策）」を一部変更の上、継続することについて、ご承認いただいております（変更後の対応策を「本プラン」といいます）。

本プランの内容は以下のとおりであります。

本プランは、買付等が行われる際に、買付者等が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会による買付者等との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランでは、当社が発行者である株券等について、「保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等」または「公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付」を対象としております。このような買付等が行われる場合、当社取締役会は、買付者等に対して必要な情報の提出を求めるとともに、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置します。この特別委員会は、客観性および合理性を確保するため、当社経営陣および買付者等からの独立性が高い社外監査役2名に有識者1名を加えた合計3名で構成します。

特別委員会は、買付者等からの情報、当社取締役会からの情報、代替案等を受領後、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保するという観点から、その内容を検討いたします。なお、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができます。

特別委員会は、買付者等の買付等の内容を検討した結果、買付者等による買付等が「本プランに定める手続を遵守しない」または「当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある」場合のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を、一方、買付者等による買付等が「本プランに定める手続を遵守しない」または「当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある」場合のいずれにも該当しない、または該当しても対抗措置を発動することが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。また、対抗措置の発動内容が株主総会の決議を必要とする場合には、その招集を行います。

本プランによる対抗措置として新株予約権の無償割当がなされることとなった場合、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、「買付者等による権利行使は認められないとの行使条件」および「当社が買付者等以外の者から当社株式一株と引換えに新株予約権一個を取得する旨の取得条項」が付された新株予約権を、その有する株式一株につき新株予約権一個の割合で無償割当を行います。

なお、新株予約権の無償割当を行った場合、買付者等以外の株主の皆さまの保有する当社株式全体としての価値の希釈化は生じませんが、当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じます。

本プランの有効期間は、平成22年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成24年度定時株主総会の終結の時までの約2年間とし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会の決議によって本プランを廃止または変更することができます。

(注) 本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。

<http://tigers.jp/ir/etc.html>

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記各取組みが、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容に沿ったものであり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

その理由といたしまして、上記(2)の取組みにつきましては、当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成等を目的とするものであり、これらの取組みによって、当社の企業価値はより向上するものと考えております。また、上記(3)の取組みにつきましては、本プランは、株主総会において株主の皆さまのご承認を得て導入されたものであること、有効期間を2年間に限定し、当社取締役会または株主総会の決議により、いつでも廃止することができること、当社取締役会における本プランの発動または不発動の決議は、特別委員会の勧告を最大限尊重すること、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができることなどから、本プランが当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、
比率については四捨五入して表示しております。)

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資 産 の 部】		【負 債 の 部】	
流 動 資 産	17,073,257	流 動 負 債	5,589,201
現金及び預金	8,026,258	支払手形及び買掛金	3,051,745
受取手形及び売掛金	6,209,286	短期借入金	850,000
商品及び製品	1,320,635	未払金	1,018,714
仕掛品	214,185	未払法人税等	332,483
原材料及び貯蔵品	840,417	賞与引当金	271,375
繰延税金資産	201,677	役員賞与引当金	23,600
その他	264,174	その他	41,282
貸倒引当金	3,378	固 定 負 債	2,042,809
固 定 資 産	9,753,353	長期借入金	450,000
有形固定資産	7,628,588	退職給付引当金	1,286,264
建物及び構築物	2,885,891	資産除去債務	18,434
機械装置及び運搬具	1,981,998	繰延税金負債	7,520
工具、器具及び備品	395,184	その他	280,589
土地	1,591,707	負 債 合 計	7,632,010
建設仮勘定	773,806	【純資産の部】	
無形固定資産	191,640	株主資本	20,126,229
ソフトウェア	76,057	資本金	4,149,555
その他	115,583	資本剰余金	3,900,679
投資その他の資産	1,933,124	利益剰余金	12,127,397
投資有価証券	1,429,695	自己株式	51,402
長期貸付金	1,940	その他の包括利益累計額	1,501,861
繰延税金資産	291,018	その他有価証券評価差額金	163,182
その他	215,640	為替換算調整勘定	1,665,043
貸倒引当金	5,169	少 数 株 主 持 分	570,231
資 産 合 計	26,826,610	純 資 産 合 計	19,194,599
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	26,826,610

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		27,663,467
売上原価		21,893,323
売上総利益		5,770,143
販売費及び一般管理費		4,078,505
営業利益		1,691,638
営業外収益		
受取利息及び配当金	56,371	
その他	74,309	130,681
営業外費用		
支払利息	16,095	
その他	109,294	125,389
経常利益		1,696,929
特別利益		
固定資産売却益	2,108	2,108
特別損失		
固定資産処分損	23,495	
投資有価証券評価損	38,714	
仕入取引価格調整損	82,106	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15,046	
その他	5,510	164,873
税金等調整前当期純利益		1,534,164
法人税、住民税及び事業税	590,347	
法人税等調整額	109,911	480,436
少数株主損益調整前当期純利益		1,053,728
少数株主利益		99,729
当期純利益		953,998

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	4,149,555	3,900,679	11,293,489	51,279	19,292,445
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	120,091	-	120,091
当期純利益	-	-	953,998	-	953,998
自己株式の取得	-	-	-	123	123
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	833,907	123	833,784
平成23年3月31日残高	4,149,555	3,900,679	12,127,397	51,402	20,126,229

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成22年3月31日残高	173,900	1,168,847	994,947	592,285	18,889,782
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	120,091
当期純利益	-	-	-	-	953,998
自己株式の取得	-	-	-	-	123
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	10,717	496,196	506,913	22,053	528,967
連結会計年度中の変動額合計	10,717	496,196	506,913	22,053	304,817
平成23年3月31日残高	163,182	1,665,043	1,501,861	570,231	19,194,599

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	11社
主要な連結子会社の名称	Tigerpoly Manufacturing, Inc. Tigerflex Corporation Tigerpoly(Thailand)Ltd. Tigers Polymer(Malaysia)Sdn.Bhd. 杭州泰賀塑化有限公司 広州泰賀塑料有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	ラバー・フレックス株式会社 杭州正佳電器有限公司
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数ならびに主要な会社の名称

持分法適用の非連結子会社および関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な会社等の名称	ラバー・フレックス株式会社 杭州正佳電器有限公司 有限会社見市商会
持分法を適用しない理由	持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益、利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外連結子会社7社の決算日は、いずれも12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、それぞれ、計算書類を使用して、かつ連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの ... 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの ... 移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準および評価方法

国内会社

評価基準：原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

評価方法：商 品 ... 総 平 均 法

製 品 ... 総 平 均 法

仕 掛 品 ... 総 平 均 法

原 材 料 ... 移 動 平 均 法

貯 蔵 品 ... 最 終 仕 入 原 価 法

なお、海外連結子会社は主として総平均法による低価法であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

国内会社は定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

海外連結子会社は主として定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

当社と一部の子会社につきましては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することにしております。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債、収益および費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。

7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより営業利益および経常利益は526千円、税金等調整前当期純利益は15,573千円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は18,026千円であります。

(2) 表示方法の変更

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保資産

現金及び預金 3,960千円(電力供給を受けるために差し入れております)

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,113,522千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 20,111,598株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	60,045千円	3円	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月8日 取締役会	普通株式	60,045千円	3円	平成22年9月30日	平成22年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 100,074千円

1株当たり配当額 5円

基準日 平成23年3月31日

効力発生日 平成23年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金および設備投資資金であり、固定金利により借入を行っております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額()	時 価()	差 額
(1) 現金及び預金	8,026,258千円	8,026,258千円	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	6,209,286千円 3,378千円		
	6,205,907千円	6,205,907千円	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,383,827千円	1,383,827千円	-
(4) 支払手形及び買掛金	(3,051,745千円)	(3,051,745千円)	-
(5) 短期借入金	(850,000千円)	(850,000千円)	-
(6) 未 払 金	(1,018,714千円)	(1,018,714千円)	-
(7) 未払法人税等	(332,483千円)	(332,483千円)	-
(8) 長期借入金	(450,000千円)	(449,736千円)	263千円
(9) デリバティブ取引	-	-	-

() 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金ならびに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

為替予約取引は、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております(上記(2)参照)。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額45,868千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3) 投資有価証券 その他有価証券には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 930円52銭

2. 1株当たり当期純利益 47円66銭

重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

(本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	10,836,033	流動負債	4,394,162
現金及び預金	4,353,271	支払手形	258,369
受取手形	1,709,490	買掛金	2,090,680
売掛金	2,948,273	短期借入金	850,000
商品及び製品	864,177	未払金	657,066
仕掛品	168,289	未払費用	3,196
原材料及び貯蔵品	268,444	未払法人税等	243,391
前払費用	44,991	賞与引当金	248,217
繰延税金資産	159,040	役員賞与引当金	20,000
未収収益	2,522	設備関係支払手形	6,468
未収入金	287,407	その他	16,772
その他	31,717	固定負債	1,952,950
貸倒引当金	1,591	長期借入金	450,000
固定資産	12,911,104	長期未払金	239,153
有形固定資産	4,605,320	退職給付引当金	1,208,863
建物	1,388,413	資産除去債務	18,434
構築物	107,382	預り保証金	36,500
機械及び装置	1,005,397	負債合計	6,347,112
車両運搬具	11,826	【純資産の部】	
工具、器具及び備品	317,434	株主資本	17,236,665
土地	1,244,883	資本金	4,149,555
建設仮勘定	529,981	資本剰余金	3,900,679
無形固定資産	42,222	資本準備金	3,900,524
ソフトウェア	32,962	その他資本剰余金	154
施設利用権	33	利益剰余金	9,237,833
電話加入権	9,226	利益準備金	230,584
投資その他の資産	8,263,561	その他利益剰余金	9,007,248
投資有価証券	1,409,817	買換資産圧縮積立金	29,650
関係会社株式	4,454,322	特別償却準備金	11,155
関係会社出資金	1,488,011	別途積立金	4,500,000
長期貸付金	417,690	繰越利益剰余金	4,466,443
長期前払費用	19,629	自己株式	51,402
敷金保証金	59,105	評価・換算差額等	163,359
繰延税金資産	377,505	その他有価証券評価差額金	163,359
その他	42,569	純資産合計	17,400,025
貸倒引当金	5,090		
資産合計	23,747,138	負債及び純資産合計	23,747,138

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,547,669
売 上 原 価		14,000,732
売 上 総 利 益		3,546,936
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,258,831
営 業 利 益		288,105
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	227,091	
そ の 他	510,050	737,141
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,686	
そ の 他	180,581	195,267
経 常 利 益		829,979
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	19	19
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	18,572	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	160	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	38,714	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	5,350	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15,046	77,843
税 引 前 当 期 純 利 益		752,155
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	312,740	
法 人 税 等 調 整 額	135,195	177,544
当 期 純 利 益		574,610

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成22年3月31日残高	4,149,555	3,900,524	154	3,900,679
事業年度中の変動額				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
平成23年3月31日残高	4,149,555	3,900,524	154	3,900,679

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 合 計		
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				繰 越 利 益 剰 余 金			
		買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成22年3月31日残高	230,584	29,650	16,754	4,500,000	4,006,324	8,783,313	51,279	16,782,269	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	120,091	120,091	-	120,091	
当期純利益	-	-	-	-	574,610	574,610	-	574,610	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	123	123	
特別償却準備金の取崩	-	-	5,599	-	5,599	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	5,599	-	460,118	454,519	123	454,396	
平成23年3月31日残高	230,584	29,650	11,155	4,500,000	4,466,443	9,237,833	51,402	17,236,665	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成22年3月31日残高	173,989	173,989	16,956,258
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	120,091
当期純利益	-	-	574,610
自己株式の取得	-	-	123
特別償却準備金の取崩	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	10,629	10,629	10,629
事業年度中の変動額合計	10,629	10,629	443,766
平成23年3月31日残高	163,359	163,359	17,400,025

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 ... 移動平均法による原価法
其他有価証券

市場価格のあるもの ... 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの ... 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準：原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

評価方法：商 品 ... 総平均法
製 品 ... 総平均法
仕 掛 品 ... 総平均法
原 材 料 ... 移動平均法
貯 蔵 品 ... 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することにしております。

4. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、営業利益および経常利益は526千円、税引前当期純利益は15,573千円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は18,026千円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	17,734,804千円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	476,294千円
長期金銭債権	415,750千円
短期金銭債務	137,346千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,264,293千円
仕入高	1,929,564千円
営業取引以外の取引高	465,749千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	96,653株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	101,024千円
貸倒引当金	1,762千円
退職給付引当金	492,007千円
減価償却費損金算入限度超過額	16,926千円
投資有価証券評価損	17,791千円
ゴルフ会員権評価損	31,544千円
長期未払金	97,335千円
その他	69,279千円
繰延税金資産小計	827,671千円
評価性引当額	149,834千円
繰延税金資産合計	677,837千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	1,164千円
固定資産圧縮積立金	20,350千円
特別償却準備金	7,656千円
その他有価証券評価差額金	112,120千円
繰延税金負債合計	141,291千円
繰延税金資産の純額	536,546千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

退職給付債務に関する注記

退職給付債務	3,894,500千円
未認識数理計算上の差異	952,294千円
年金資産	1,733,343千円
退職給付引当金	1,208,863千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Tigerpoly Manufacturing, Inc.	所有 直接100%	製造技術支援	ロイヤリティ(注1)	118,851	未収入金	36,513
				役務提供費用(注2)	24,037	未収入金	7,414
			資金の援助	利息の受取(注3)	10,242	長期貸付金	415,750
	高槻化成有限会社	所有 直接100%	製造技術支援	ロイヤリティ(注1)	11,809	未収入金	5,501
役務提供費用(注2)				420	-	-	
				製造設備の貸与(注4)	72,216	未収入金	6,420

- (注) 1. ロイヤリティにつきましては、一般的な料率を参考にして決定しております。
2. 役務提供費用につきましては、当社において発生した役務提供費用の実費負担額を勘案して決定しております。
3. 利息の受取につきましては、市場金利を勘案し利率を決定しております。
4. 製造設備の貸与につきましては、減価償却費ならびに固定資産税等を勘案して決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 869円35銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 28円71銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

(本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

タイガースポリマー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 白井 弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 溝口 聖規 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タイガースポリマー株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月 9日

タイガースポリマー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 白井 弘 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 溝口 聖規 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

タイガースポリマー株式会社 監査役会

常勤監査役 滝野 和 敬 ㊟

社外監査役 大川 治 ㊟

社外監査役 薩摩 嘉 則 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけており、業績に応じた適正な利益配分を基本方針にしております。当期の期末配当につきましては、安定配当の維持・継続に加えて連結業績を考慮し、2円増配の1株につき5円にさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき3円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は5円増配の1株につき8円となります。

(1) 配当財産の種類 金 銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金5円 配 当 総 額 金100,074,725円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成23年6月27日

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	澤 田 博 行 (昭和16年7月19日生)	昭和36年7月 当社非常勤取締役就任 昭和39年4月 本田技研工業株式会社入社 昭和41年2月 当社取締役就任 昭和42年2月 同代表取締役社長就任 平成21年6月 同代表取締役会長就任（現任）	1,400,000株
2	渡 辺 健 太 郎 (昭和23年12月22日生)	平成12年7月 当社入社、経理部長 平成14年6月 同取締役経理部長就任 平成19年6月 同常務取締役経理部長就任 平成21年6月 同代表取締役社長就任（現任）	15,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
3	野 村 光 昭 (昭和14年9月5日生)	昭和33年4月 当社入社 昭和48年6月 同東京支店長 昭和49年3月 同取締役営業部長就任 昭和62年6月 同常務取締役営業部長就任 平成6年7月 同代表取締役専務就任 平成21年6月 同取締役副会長就任(現任)	129,518株
4	佐々木 博 (昭和28年3月1日生)	昭和50年4月 当社入社 昭和63年4月 同広島営業所長 平成14年4月 同大阪支店長 平成18年6月 同取締役大阪支店長就任 平成21年6月 同常務取締役営業部長兼大阪支店長 就任(現任)	30,300株
5	木 戸 俊 明 (昭和29年3月5日生)	昭和53年4月 当社入社 平成4年4月 同東京支店課長 平成15年4月 同営業企画室長 平成18年6月 同取締役営業企画室長就任 平成21年6月 同常務取締役営業企画部長就任 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 杭州泰賀塑化有限公司董事長 広州泰賀塑料有限公司董事長	11,400株
6	高 良 寛 人 (昭和30年11月12日生)	昭和54年4月 当社入社 平成6年4月 同岡山工場長 平成15年4月 同開発研究所長 平成18年6月 同取締役開発研究所長就任(現任)	19,500株
7	源 田 晴 のぶ (昭和25年2月9日生)	昭和49年2月 当社入社 平成13年10月 Tigerflex Corporation社長 平成16年8月 Tigerpoly(Thailand)Ltd.社長 平成20年10月 Tigerpoly Manufacturing, Inc.社長 (現任) 平成21年6月 当社取締役就任(現任) 〔重要な兼職の状況〕 Tigerpoly Manufacturing, Inc.社長	1,200株
8	澤 田 宏 治 (昭和42年10月13日生)	平成9年4月 当社入社 平成15年4月 同製造部課長 平成17年4月 同岡山工場長 平成21年6月 同取締役製造部長就任(現任) 〔重要な兼職の状況〕 武庫川化成有限会社代表取締役社長	858,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
9	たなか つよし 田 中 剛 (昭和12年11月3日生)	昭和61年11月 当社入社 昭和62年4月 同経理部長 平成6年6月 同取締役経理部長就任 平成12年6月 同常務取締役総務部長就任 平成21年6月 同取締役相談役就任(現任)	40,800株
10	てらむら さだあ 寺 村 定 雄 (昭和29年7月1日生)	昭和53年4月 当社入社 平成9年4月 同資材部課長 平成13年4月 同資材部長 平成16年4月 同商品調達室長 平成23年4月 同購買部長(現任)	1,200株

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 印は、新任取締役候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結のときをもって、監査役 大川 治氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
おおかわ おさむ 大 川 治 (昭和44年11月15日生)	平成8年4月 弁護士登録 堂島法律事務所入所 平成15年6月 当社監査役就任(現任) 平成19年6月 燦キャピタルマネージメント株式会社 社外監査役就任 平成21年10月 弁護士法人堂島法律事務所設立 社員弁護士就任(現任) 平成22年6月 燦キャピタルマネージメント株式会社 社外監査役辞任 〔重要な兼職の状況〕 弁護士(弁護士法人堂島法律事務所 社員弁護士)	8,100株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大川 治氏は、社外監査役候補者であります。

3. 大川 治氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 大川 治氏は、弁護士の資格を有しており、その法律知識に基づいて、当社業務執行の適法性の確保のため極めて有益な方であると判断し、選任をお願いするものであります。

5. 大川 治氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

6. 大川 治氏は、当社の社外監査役に就任してから、本総会終結のときをもって8年になります。
7. 当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である大川 治氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容は次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額を賠償責任限度額として、その責任を負います。
 - ・責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
8. 本議案において、大川 治氏の選任が承認可決された場合には、当社と同氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名および監査役3名に対し、当期の功労に報いるため、当期の業績、支給対象人員等を勘案して、取締役賞与として総額17,000,000円、監査役賞与として総額3,000,000円を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役および各監査役に対する支給金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内略図



エトレ豊中 5階 すてっぷホール
大阪府豊中市玉井町1丁目1番1 - 501号
TEL (06)6844 - 9774

(お車でのご来場は、ご遠慮ください)
(ますよう、お願い申し上げます。)